



令和元年 9 月 9 日

議長 米 田 貴 志 様

提出者 堂 本 啓 祐

同 宇 野 真 悟

賛成者 倉 田 賢一郎

### 議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

### 記

市議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間、議員報酬月額は、第2条中「660,000円」とあるのは「594,000円」と、「630,000円」とあるのは「567,000円」と、「600,000円」とあるのは「540,000円」と読み替えて同条の規定を適用する。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 理 由

今般、直面している市の財政再建に向け、議会としても本市の財政再建に資するために減額するものである。